

国旗損壊罪の創設に強く反対する会長声明

1 はじめに

2026（令和8）年6月16日、「国旗の損壊等の処罰に関する法律」案（以下「本法案」という。）が自由民主党、日本維新の会、国民民主党及び参政党の4党共同提案による議員立法で国会に提出され、わずか14日後の6月30日に衆議院で可決された。

本法案は、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物を、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と損壊し、除去し、又は汚損した場合に、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金により処罰する法案である。

かかる国旗損壊罪の創設は、思想良心の自由（憲法19条）を侵害するおそれがあり、政治的表現の自由（同21条1項）を制約し、かつ罪刑法定主義（同31条）に反するものでありで許されない。

2 法制定の必要性がないこと

1999（平成11）年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定された際、政府は、国旗及び国歌の法制化にあたり国旗の損壊等を新たに刑罰の対象とすることは考えていないと答弁していた（当時の内閣総理大臣小渕恵三答弁書・内閣衆質145第31号）。以後、今日に至るまで、国旗の損壊行為が社会にまん延し治安・法秩序が危機に瀕しているという事実がないことは本法案提出者も認めるところであり、刑罰をもって国旗損壊を取り締まるべき立法事実が存在しない。

本法案の保護法益は「国旗を大切に思う国民感情」とであると説明されるが、国旗に対する感情は個人によって様々であり、そのような主観的な感情を、刑罰をもって保護しなければならないほどの重大な法益と位置付けることはできない。

また、国旗損壊罪の創設を求める理由として、外国国旗国章毀損罪（刑法92条）があるのに日本国国旗毀損罪がないのはおかしいとの主張がなされることがある。しかし、外国国旗国章毀損罪は他国との関係維持を保護法益としており（そのため当該外国政府の請求がなければ公訴を提起することができないとされている）、日本国国旗の損壊行為とは保護法益を異にする。したがって、かかる主張が本法案制定の必要性を基礎付けるものとはいえない。

以上から、本法案は、立法事実を欠き、法案制定の必要性がない。

3 思想良心の自由を侵害するおそれがある

国家が刑罰によって「国旗を大切に思う国民感情」を保護することは、国旗を大切に

思わないことを許さないというメッセージを社会に与えることになる。

しかし、国旗を大切に思うかどうかは、個人の内心の自由に属するものであり、これを国家が強制することはできない。「国旗を大切に思う国民感情」を刑罰によって保護することは、国家が刑罰をもって国旗に対する尊敬や愛着を強要することに繋がりがねず、個人の内心の自由に国家が踏み込み、思想良心の自由（憲法19条）を侵害するおそれがある。

4 政治的表現の自由を制約する

国旗を損壊する行為は、政府や国家政策に対する批判や抗議を示す政治的表現行為であり、健全な民主主義の成立のために認められるべき多様な意見表明の一つである。

政治的表現の自由は民主制の基盤となるものであるから、特に手厚く保障されなければならないのであって、異なる意見に対しては自由な表現行為によって反論することができるのであり、国家が刑罰をもって禁止することには慎重でなければならない。

本法案により国旗損壊罪が創設されれば、同罪に必ずしも該当しない表現行為に対しても多大な萎縮効果を与えかねず、表現の自由を広く制約することになりかねない。

5 罪刑法定主義に反する

本法案は、構成要件上、「社会通念上」や「人に著しく不快または嫌悪の情を催させる」といった極めて曖昧な基準を用いており、また、「損壊」「除去」「汚損」も表現上の加工行為（切り貼り、変形、着色等）との境界が明確でなく、国旗を用いた批評、風刺、パロディなどが本罪に該当するとされる可能性も否定できず、どのような行為が犯罪を構成するのか明確でなく、罪刑法定主義に反する。

「人に著しく不快または嫌悪の情を催させる方法」の判断は「行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行う」（法案2条2項）とされていても、「人に著しく不快または嫌悪の情を催させる」か否かは主観的なものであり、禁止行為を予め予測することは困難である。

また、不明確な構成要件は、捜査機関による拡大運用のおそれが否定できない。現状の刑事手続実務に照らせば、国旗損壊罪の容疑で長期に身柄拘束を受ける可能性も否定できず、最終的に無罪となったとしても、被疑者被告人として扱われることにより回復し難い重大な人権侵害を受けることになりかねない。

本法案の附則には、法律施行後3年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像をインターネット等に流すことや、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為その他これに類する行為についても、処罰の対象とするかどうかを検討することとしており、国旗損壊罪の適用が拡大されることが懸念される。

本法案第3条は、「この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」とするが、上述したとおり、本法案第1条及び第2条の規定自体が、内在的に、表現の自由その他の憲法上の権利を不当に侵害するものであり、第3条は意味をなさない。

6 結語

以上のとおり、国旗損壊罪は、憲法第19条、第21条及び憲法第31条に抵触し、政治的表現行為に対する萎縮効果をもたらすものであるから、当会はその創設に強く反対する。

2026（令和8）年7月15日

千葉県弁護士会 会長 牧田謙太郎